

— 相続発生後でも間に合う! ? —

知って
おきたい!

相続発生後における 相続税の軽減ポイント



相続対策が必要だったのに、結局何もせずに相続を迎えてしまった...」という声をよく聞きます。多くの方々が、相続対策は生前にしかできないと誤解していますが、相続発生後においても遺産分割の工夫などにより、相続税の軽減は可能です。また、相続後の所得税負担の問題など、誰がどの財産を引き継ぐべきなのかという検討は欠かせません。

今回は、相続発生後でも役立つ、知っておきたい相続税軽減のポイントを解説していきます!

相続発生後から申告期限までにできる節税があります!

- 相続税の現状ってどうなっているの?
- 知識があっても実行しなければ絵に描いた餅?
- 相続後のタイムスケジュールって?
- 遺産分割が整わない場合のデメリット
- 相続税を少なくする遺産分割方法があるの?
(配偶者がいる場合、いない場合)
- 税務調査への対応策って何があるの?



日時：平成29年10月28日(土) 10:00~12:00 (9:45受付開始)

会場：三島商工会議所 4階会議室C (三島市一番町2-29)

受講料：無料

定員：30名様 (定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

※参加特典有 (ご相談無料券、相続税の試算無料作成)

お申込み・お問い合わせ



Iwasaki Keiei Group

イワサキ経営グループ

株式会社イワサキ経営/税理士法人イワサキ

〒410-8514 静岡県沼津市大岡877-6

TEL: 055-922-9870

FAX: 055-923-9240

(担当：雛田)

※お電話・FAX・HPからお申し込みください。

会社名：

お名前：

ご住所：〒

電話番号：